

福岡県公報

平成29年1月31日
第3863号

目次

公 告

- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 1
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 1
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 3
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 3
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 4
- 都市公園の区域の変更 (公園街路課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 6

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募 (警察本部運転免許試験課) …………… 6
- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域課) …………… 6
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8
- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募 (警察本部交通企画課) …………… 8

雑 報

○平成28年度行政書士試験の合格者の発表

(市町村支援課) …………… 8

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
行橋市大字上稗田、下稗田、前田、中川、上検地及び下検地の各一部 (前田地区)	平成29年1月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
うきは市浮羽町山北の一部 (浮羽地区国本換地区)	平成29年1月17日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 春日市に係るもの

ア 日時

平成29年2月24日（金曜日） 午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

春日市役所4階404号会議室（春日市原町三丁目1番地5）

(2) 宗像市に係るもの

ア 日時

平成29年2月28日（火曜日） 午前10時00分から午前12時00分まで

イ 場所

宗像自治会館大会議室（宗像市東郷五丁目5番3号）

(3) 古賀市に係るもの

ア 日時

平成29年2月28日（火曜日） 午後3時00分から午後5時00分まで

イ 場所

古賀市役所第1委員会室（古賀市駅東一丁目1番1号）

(4) 篠栗町に係るもの

ア 日時

平成29年2月22日（水曜日） 午後3時00分から午後5時00分まで

イ 場所

オアシス篠栗1階研修室（糟屋郡篠栗町大字田中1番地1）

(5) 新宮町に係るもの

ア 日時

平成29年2月23日（木曜日） 午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

そぴあしんぐう2階研修室1及び研修室2（糟屋郡新宮町大字上府1121番地1

）

(6) 粕屋町に係るもの

ア 日時

平成29年2月22日（水曜日） 午前10時00分から午前12時00分まで

イ 場所

粕屋町役場31会議室（糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号）

(7) 上記以外の地域（筑紫野市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、志免町及び久山町）に係るもの

ア 日時

平成29年2月23日（木曜日） 午前10時00分から午前12時00分まで

イ 場所

福岡県庁地下1階行政2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画区域区分の変更の案の概要

(2)の場所において閲覧に供する計画書及び計画図表示のとおり。

(2) 閲覧

平成29年2月1日（水曜日）から同月15日（水曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課、春日市都市整備部都市計画課、宗像市都市建設部都市計画課、古賀市建設産業部都市計画課、篠栗町都市整備課、新宮町都市整備課及び粕屋町都市政策部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成29年2月15日（水曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の(2)の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

北九州広域都市計画区域区分

北九州広域都市計画臨港地区

2 開催の日時及び場所

(1) 苅田町に係るもの

ア 日時

平成29年2月21日（火曜日） 午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

三原文化会館2階大会議室（京都郡苅田町富久町一丁目19番地1）

(2) 中間市に係るもの

ア 日時

平成29年2月23日（木曜日） 午前10時00分から午前12時00分まで

イ 場所

福岡県庁地下1階行政2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 北九州広域都市計画区域区分の変更の案の概要

(3)の場所において閲覧に供する計画書及び計画図表示のとおり。

(2) 北九州広域都市計画臨港地区の変更の案の概要

(3)の場所において閲覧に供する計画書及び計画図表示のとおり。

(3) 閲覧

平成29年2月1日（水曜日）から同月15日（水曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成29年2月15日（水曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の(3)の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

久留米小郡都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 小郡市に係るもの

ア 日時

平成29年2月27日（月曜日） 午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

小郡市役所北別館1階中会議室（小郡市小郡255番地1）

(2) 久留米市に係るもの

ア 日時

平成29年2月23日（木曜日） 午前10時00分から午前12時00分まで

イ 場所

福岡県庁地下1階行政2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 久留米小郡都市計画区域区分の変更の案の概要

(2)の場所において閲覧に供する計画書及び計画図表示のとおり。

(2) 閲覧

平成29年2月1日（水曜日）から同月15日（水曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成29年2月15日（水曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の(2)の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

大牟田都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成29年2月23日（木曜日） 午前10時00分から午前12時00分まで

(2) 場所

福岡県庁地下1階行政2号会議室（福岡市博多区東公園7番7号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 大牟田都市計画区域区分の変更の案の概要

(2)の場所において閲覧に供する計画書表示のとおり。

(2) 閲覧

平成29年2月1日(水曜日)から同月15日(水曜日)までの間、福岡県建築都市部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成29年2月15日(水曜日)(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の(2)の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩師吉字長尾原515番16から515番38まで、515番40、517番5、517番6、518番7、520番4、520番10、520番11、521番6及び522番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区赤坂一丁目14-22

株式会社新日本リビング

代表取締役 松下 大樹

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例(昭和52年福岡県条例第12号)第16条の規定により公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

東公園

2 位置

福岡市博多区東公園及び東区馬出一丁目地内

3 区域

別図面のとおり(別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

4 区域変更の期日

平成29年1月31日

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人心和会
 - (2) 代表者の氏名
高木 康男
 - (3) 主たる事務所の所在地
うきは市浮羽町山北215番地2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障がい当事者等の主体性とエンパワーメントを基本に据えたノーマライゼーションの理念の下、障がい者の地域での就労の場の創出並びに生活に関する事業や障がい者の福祉に関する調査・研究事業等を行なう事により、障がい者が地域の中で自立生活を営んでいけるよう福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ジャパンコミュニティーヒューマンセンター
 - (2) 代表者の氏名
福富 千恵

- (3) 主たる事務所の所在地
大牟田市大字田隈107番地4
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、子育て支援に関する事業、安心して子育てができる家庭や街の環境づくり、子どもの健全育成に関する事業を行い、明るく活気あるまちづくりと心豊かな社会の推進に寄与することを目的とする。

公安委員会

福岡県警察本部告示第7号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用許可に係る審査基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成29年1月31日

福岡県警察本部長 樹下 尚

- 1 意見募集期間
平成29年1月19日から同年2月17日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

福岡県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年1月31日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則
交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県筑後警察署の部中「三ツ又駐在所」を「三又駐在所」に改める。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年1月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年3月28日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年1月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年3月10日（金） 午後1時30分～午後4時30分	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
平成29年3月16日（木） 午後1時30分～午後4時30分	糸島市前原中央一丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署
平成29年3月17日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年1月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年4月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成29年4月13日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成29年4月20日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年4月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃

- 砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第14号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成29年1月31日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成29年1月19日から同年2月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成28年度行政書士試験（平成28年11月13日実施）の合格者を次のように発表する。

平成29年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7910001	7910227	7910487	7910871	7911331
7910003	7910235	7910492	7910872	7911372
7910006	7910243	7910506	7910873	7911395
7910011	7910247	7910519	7910876	7911396
7910019	7910257	7910524	7910877	7911407
7910021	7910273	7910542	7910895	7911409
7910032	7910274	7910547	7910902	7911416
7910038	7910287	7910569	7910935	7911418
7910048	7910290	7910579	7910940	7911522
7910049	7910297	7910600	7910945	7911524
7910052	7910310	7910629	7910947	7911592
7910070	7910313	7910638	7910957	7911634
7910079	7910322	7910647	7910964	7911669
7910085	7910330	7910661	7910982	7911681
7910089	7910334	7910671	7910987	7911687
7910091	7910377	7910681	7910998	7911705
7910101	7910382	7910688	7911016	7911712
7910112	7910387	7910710	7911020	7911726
7910124	7910402	7910724	7911026	7911760
7910127	7910408	7910741	7911087	7911790
7910133	7910409	7910757	7911104	7911795
7910142	7910411	7910770	7911167	7911941
7910149	7910423	7910771	7911176	7911944
7910172	7910425	7910801	7911180	7912012
7910173	7910441	7910825	7911189	7912024
7910190	7910442	7910826	7911202	7912043
7910203	7910455	7910829	7911218	7912100
7910205	7910466	7910841	7911238	

7910206	7910472	7910850	7911242	
7910209	7910482	7910851	7911287	